

議案第 89 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 10 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 財産の種類 | 物品 |
| 2 | 財産の内容 | 北本市立小・中学校学習者用コンピュータ等機器一式 |
| 3 | 取得予定価格 | 237,861,690円 |
| 4 | 契約の相手方 | 埼玉県さいたま市中央区上落合 8 丁目 1 番 19 号
株式会社大塚商会 LA 事業部北関東 LA 販売課
課長 小堀保夫 |

令和 2 年 9 月 18 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

議案第 8 9 号参考資料

1 契約の方法等

(1) 契約の方法

随意契約

(2) 随意契約の理由

G I G A スクール構想・埼玉県端末共同調達連絡協議会が執行した共同調達により決定した相手方と契約する必要があるため

2 納入期日

令和 3 年 3 月 1 日